

「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について」及び「令和5年3月から適用する設計業務委託等技術者単価について」の運用に係る特例措置について

令和5年3月3日  
島田市行政経営部契約検査課

島田市では、「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について」及び「令和5年3月から適用する設計業務委託等技術者単価について」の運用に係る特例措置を踏まえ、下記のとおり定めて対応することとしました。

記

### 1 措置の概要

新労務単価（新技術者単価）の決定に伴い、2に定める工事（業務委託）の請負者（受託者）は、「島田市建設工事請負契約約款」第61条又は「島田市業務委託契約約款」第59条の規定に基づく請負代金額（業務委託料）の変更の協議を請求することができるとしている。

### 2 具体的な取扱い

令和5年3月1日以降に契約を締結する工事（業務委託）のうち、予定価格の積算に当たって旧労務単価（旧技術者単価）を適用したものについては、次の方により算出された請負代金額（業務委託料）に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額（業務委託料）} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び $k$ は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価（新技術者単価）及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

$k$ ：当初契約時点の落札率

### 3 請求方法

変更の協議を希望する場合は、様式2により担当課に請求してください。請求後、変更契約の手続きに沿って、設計金額の変更の協議を行います。

【問合せ先】  
島田市行政経営部契約検査課  
(契約・検査担当)  
0547-36-7220